

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書	連 結 事 業 年 度	・ ・ ・	法人名	()
--	----------------------------	-------------	-----	-----

I 収用換地等の場合の連結所得の特別控除に関する明細書

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡資産の帳簿価額	12	円
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	・	同上のうち補償金等の額に対応する部分の帳簿価額	13	
	収用換地等による譲渡年月日	3	・	譲渡経費の額の計算	14	
	譲渡資産の種類	4		支出した譲渡経費の額	15	
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5		譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	16	
	同補償金	6		差引譲渡経費の額 (14) - (15)	17	
	以金	7		同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額	18	
	外の額	8		譲渡益の額 (9) + (10) - (11) - (12) 又は (13) - (16) 又は (17)	19	
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9		当期前において設けた特別勘定の金額で、当期において益金の額に算入して特別控除の規定の適用を受ける金額	20	
特別控除に係る交換取得資産の価額	10		特別控除残額 5,000万円 - (20)	21		
同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	11		特別控除額 ((18) 又は (19)) と (21) のうち少ない金額	22		

II 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等に関する明細書

事業施行者等の名称	23		場合の特別控除額の計算	33	円
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	24	()	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	34	
取得した対価の額	25		特別控除残額 2,000万円 - (33)	35	
交換取得資産の価額	26		特別控除額 ((32) と (34) のうち少ない金額)	36	
交換取得資産につき支払った交換差金の額	27		当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	37	
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額	28		特別控除残額 1,500万円 - (36)	38	
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	29	特別控除額 ((32) と (37) のうち少ない金額)	39	
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	30	農地の特別控除額の計算	40	
	差引譲渡経費の額 (29) - (30)	31	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	41	
譲渡益の額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)	32		特別控除残額 800万円 - (39)	42	
			特別控除額 ((32) と (40) のうち少ない金額)	43	
			当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	44	
			特別控除残額 1,000万円 - (42)	45	
			特別控除額 ((32) と (43) のうち少ない金額)	46	

III 資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

各連結法人における計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	45	円	各連結法人の合計額の計算	48	円
	個別連結法人帰属損金不算入額 ((48) - (51)) × (45)/(48)	46		当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額 (当該各連結法人の(45)の合計)	49	
	特別控除額の個別帰属額 (45) - (46)	47		特別控除残額 5,000万円 - (49)	50	
				特別控除額 ((48) と (50) のうち少ない金額)	51	

別表十の二（二）の記載の仕方

1 収用換地等の場合の連結所得の特別控除に関する明細書

(1) この明細書は、連結法人が措置法第68条の73第1項、第2項又は第7項（収用換地等の場合の連結所得の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください（2及び3についても、同じです。）。

(2) 「譲渡資産の帳簿価額¹²」には、譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額（減価償却超過額がある場合には、これを帳簿価額に加算する等税務計算上の金額）を記載します。

この場合において、資産の一部の譲渡等をしたときは、その資産のうち譲渡等をした部分に対応する金額を記載します。

2 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等に関する明細書

(1) この明細書は、連結法人が措置法第68条の74（特

定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）、第68条の75（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）、第68条の76（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）又は第68条の76の2（特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

(2) 「事業施行者等の名称²³」には、措置法第68条の76の2の規定の適用を受ける場合には、記載しません。

(3) 「特定事業の用地買収等により譲渡した年月日²⁴」の「(. . .)」には、措置法第68条の76の2の規定の適用を受ける場合にのみ、その譲渡をした特定の長期所有土地等の取得年月日を記載します。

3 資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

この明細書は、連結法人が措置法第68条の77（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。